

婚姻費用の分担

資産、収入等の事情を考慮

「夫婦は一心同体」ということばがありますが、法律上は夫と妻はそれぞれ独立した権利義務の主体ですから、夫婦共同生活の費用の負担、財産の帰属など婚姻によって生ずる夫婦間の財産関係をどのように扱うかが問題となります。

民法は、夫婦が婚姻の届出前に契約により自由にその財産関係を定めることができる（夫婦財産契約）とし、このような特別の契約がなされなかったときは民法の法定財産制によると定めています（民法755条）。法定財産制によれば、夫婦の一方が婚姻前から有する財産及び婚姻中自己の名で得た財産は、その特有財産（夫婦の一方が単独で有する財産をいう）とするのを原則とし（同762条①）、婚姻中の生活費については夫婦の資産、収入、その他一切の事情を考慮して、婚姻から生ずる費用を分担すると定めています（同760条）。

この婚姻から生ずる費用とは、夫婦がその資産、収入、社会的地位等に応じた通常の世界生活を維持するのに必要な費用をいい、衣食住の生活費、交際費、医療費、相応の娯楽費等のほか、夫婦間の子の出産費、

養育費、学費等が該当するといわれています。

婚姻費用の分担額は、通常夫婦間の合意で決められるでしょうが、夫婦間で決まらないときは夫婦の一方から他方に対し家庭裁判所に調停または審判を申し立て婚姻費用の分担を求めることができます。

婚姻費用は婚姻生活の維持費ですから、婚姻関係にある以上、夫婦が別居したり離婚調停中であっても、最終的に離婚成立に至るまでの間は分担義務が認められます。実際には、夫婦関係の円満が損なわれ別居状態になった場合に、夫婦の一方から他方に対する婚姻費用分担請求が問題となってくるのが一般的です。

別居中の婚姻費用分担の場合、双方の資産、収入状況のほか破綻の程度または別居や破綻に対する有責性の程度が考慮されます。たとえば実家に戻った妻が夫に対し婚姻費用の分担を求める場合、別居の正当理由が妻に認められないとすれば、分担額は夫婦が円満に同居している場合に比べて、ある程度減額されることもやむを得ないと考えられます。